職員の分限処分について

令和８年１１月１１日
千葉県教育庁教育振興部教職員課

千葉県教育委員会は、令和８年１１月１１日教育委員会会議（定例会）を開催し、下記のとおり、市町村立学校職員１名に対する分限処分について報告しました。

記

Ⅰ　分限処分の概要

（１）被処分者　市町村立学校職員
（２）処分内容　分限免職
（３）概　　要　当該職員は、心身の故障により令和５年１０月２３日から休職し、療養に専念していたが、その後も病状が回復せず、職務の遂行が困難なため。
（４）適用条項　地方公務員法第２８条第１項第２号